

平成14年度 第1回

「北区NPO・ボランティア活動促進委員会」議事録（概要版）

日 時：平成15年2月26日(水)午後7時から8時58分

会 場：北とぴあ 7階701会議室

出席委員：武藤 博己(法政大学法学部教授)

岸本 幸子(パブリックリソースセンター事務局長)

鈴木 将雄(東十条3丁目町会会長)

我妻 澄江(北区女性のネットワーク副代表)

松下 正義(北区立小学校PTA連合会会長)

竹腰 里子(NPO法人北区リサイクラー活動機構理事長)

田辺恵一郎(NPO法人北区地域情報化推進協議会理事)

榎谷 雅司(北区子どもの本に関する連絡会代表)

富田 順子(白樺会会長)

田中 清隆(公募委員)

仁尾 光宏(公募委員)

富田 常子(公募委員)

本間 次郎(公募委員)

谷川 寿世(公募委員)

横尾 和博(公募委員)

オブザーバー：笹岡栄四郎 北区社会福祉協議会事務局長

小原 宗一 北区社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターきたセンター長

事務局：秋元 憲 地域振興部長

石井 博 地域振興課長

木村 浩 コミュニティ担当課長

木澤 実 コミュニティ担当主査

次 第

1. 委嘱状の交付

2. 委員等の紹介

3. 正副委員長選出

4. 議 題

(1) 委員会の公開について

(2) 委員自己紹介

(3) 委員会の設立経過など説明

(4) 今後の検討課題、進め方について

(5) その他

開 会

1 . 委嘱状の交付

コミュニティ担当課長

それでは、第1回目のN P ・ボランティア活動促進委員会を開催させていただきます。

まず、委嘱状の交付を行いたいと思います。委嘱状の交付は、地域振興部長からさせていただきます。

(委嘱状を地域振興部長より交付)

2 . 委員等の紹介

コミュニティ担当課長

委員の方には、後ほど自己紹介をしていただきます。

まず、オブザーバーとして北区社会福祉協議会の方がお見えになっておりますので紹介させていただきます。今後、「ボランティア・市民活動センターきた」との調整が必要となってくるので、それを運営しております社会福祉協議会の方にオブザーバーとして参加していただくことを考えております。

(事務局、及び、社会福祉協議会事務局長、センター長、自己紹介)

続きまして、北区を代表いたしまして、地域振興部長からご挨拶をさせていただきます。

地域振興部長

ただいま、要綱に基づき、北区N P ・ボランティア活動促進委員の委嘱状を交付させていただきました。本来ならば、北本区長が皆さん方に交付をするべきところですが、何分にも所用が重なっております、まことに失礼とは存じますが、私がかわりに委嘱状の交付をさせていただきました。

北区では、昨年2月に策定いたしました中期計画の中で、子ども・元気・協働という3つのキーワードが計画の中に盛り込まれております。その中でも、区民と区との協働が重要な事業であり、区民活動促進指針の策定とか(仮称)区民活動サポートセンターの設置などもこの事業の中に含まれております。

昨年の7月に区民参加の下で北区区民活動促進検討委員会を設置いたしました。そこでの一定の論議を経て報告書をいただき、その報告書にもとづき、昨年11月にN P ・ボランティア活動促進指針を策定し、そこでは、6つの仕組みづくりを掲げております。区民活動サポートセンターにつきましては、中期計画で平成15年度中に設置することになっておりますが予算措置等もこれからということで、具体化するのはこの後のこととなります。

本日は第1回目の会議ということで、今後の検討課題ですとか、進め方等が主な議題になります。どうか実りある会議となりますように、皆さんの活発なご発言をお願いしたいと思います。

コミュニティ担当課長

続きまして、社会福祉協議会の事務局長。よろしく申し上げます。

社会福祉協議会事務局長

オブザーバー参加をさせていただきます社会福祉協議会事務局長でございます。今、地域振興部長から会議の内容等につきましてお話がございましたので、私の方からは、社協の今までの経過も踏まえまして、ご挨拶させていただきます。

昭和の57年に社会福祉協議会でボランティアコーナーができました。平成3年にはセンター化し「ボランティアセンター」として充実を図りました。さらに、平成14年4月には、N P Oを意識した「ボランティア・市民活動センターきた」に名前を変更させていただいております。そんな中で、

昨年の11月に指針が発表されました。その中で、社会福祉協議会が行ってきた「ボランティア・市民活動センターきた」と、これからできるサポートセンターとの調整を図らなければいけないという大きな課題が出てきました。皆様方の活発なご意見をいただきながら、私どもが今まで積み上げたボランティア活動やNP活動についての知識をご活用いただければと思っております。

3 . 正副委員長選出

コミュニティ担当課長

それでは、正副委員長の選出に入らせていただきます。

設置要綱の第5条第2項で、正副委員長につきましては互選ということになっております。事務局としましては、前回の検討委員会で会長をお勤めになりました武藤先生に委員長を、武藤先生のご推薦で岸本先生に副委員長をとということで考えておりますがご賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

これ以降、武藤委員長に進行をお願いいたします。

それでは、あいさつの方をよろしく申し上げます。

委員長

進行役を勤めさせていただくことになりました。私は区民ではありませんけれども、その意味では、直接利害関係がなくこういう議長としての役割に適していると思います。皆様の活発な意見が引き出せるような会議の進行に努めたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

副委員長

パブリックリソースセンターの事務局長をしております。これは、NPと行政の関係についての調査・研究、あるいはNPの資源、特に人材や資金の開発に関する活動を行っているNP法人で、そのスタッフとして働いております。この委員会では、そういった経験を生かし、NPと行政との間をどのようにつないでいったらいいか、あるいは、どうしたらもっと民間の活動が生き生きとしたものになるのかについて、ファシリテーターとしてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

4 . 議 題

委員長

議事次第に基づいて進めさせていただきます。4の(1)の委員会の公開ということについて事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

コミュニティ担当課長

まず、傍聴についての皆様の了解をお願いしたいと思います。

また、議事録につきましては、区民活動促進検討委員会と同様、公開したいと思っております。議事録には個人名が入りますが、公開する際は個人名を特定せず「委員」として公開させていただきます。議事録につきましては、復元された議事録をもとに皆様から手直ししていただき、次回の委員会で議事録を確定したいと思っております。これについて、ご了承願えればと思っておりますが。

委員長

まず傍聴の件ですが、既に傍聴は、前回の検討委員会の段階から慣例として行っておりますので、この点につきましてはご了承いただけるとは思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

では議事録の方ですが、議事録は全文公開されますが委員名のところだけが「委員」という形で公開されるということでもあります。そのような前回の議事録の公開方法と同じでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ではそのようにさせていただきたいと思います。

次に、委員自己紹介をお願い致します。

委員

東十条3丁目町会会長を行っております。また、青少年東十条地区委員会という、青少年を対象に、いろいろな行事をやっているところの会長もやらせていただいております。一生懸命、頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。

委員

北区女性のネットワークという団体の副代表をしております。検討委員会の委員もしておりましたので、団体の方から引き続き行うのがよいのではないかとということで、また委員になりました。よろしくお願いいたします。

委員

北区小学校P A連合会会長を行っております。3月が終わりますと、「現」が外れて「前」となりますが、つなぎということで出させていただいております。今後とも、よろしくお願いいたします。

委員

N P 法人北区リサイクラー活動機構の理事長をしております。前回の会議に引き継ぎまして参加をさせていただいております。私どもの団体は、エコ広場館という住民の活動拠点3館を委託されて、管理事業運営を担っていることが主な活動でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員

N P 法人北区地域情報化推進協議会の理事をしております。前回に続きまして、引き続き委員を一生懸命務めてまいりたいと思います。団体は、ここの北とぴあの4階に「ほくよん」という通称の事務局がございます。10年前、ドラッカーの『ポスト資本主義社会』という本を読んで目覚めてしまい、もう10年以上活動を続けております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員

教育委員会生涯学習推進課は教育ボランティアの推進事業をしております。私はその関係で推薦されたと思います。私は、一般のサラリーマンですが、浮間図書館ブックボランティアの代表をしております。これは、浮間図書館を中心に、文化的なまちづくりを考えていこうというボランティア活動で、そこで読み聞かせとか子どもの読書推進とかをしております。北区の中には、こうした、子どもたちに読み聞かせをする団体があと8団体ぐらいあり、「北区子どもの本に関する連絡会」をつくりました。今、中央図書館などの関係の機関といろいろ連携をとり、読書をどのように子どもたちに勧めていくか話し合っています。よろしくお願いいたします。

委員

「白樺会(合唱グループ)」となっておりますが、これは、合唱・アンド・ボランティアグループということで、15年間活動してまいりました。「白樺会」の名称は、那須にあります北区の保養施設の「しらかば荘」からいただきました。この改築落成式でお祝いの歌を歌ったということがきっかけで、P A活動で歌っていた仲間がこれからも生涯学習として続けていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

あと6名の方は公募の委員の皆さんです。どんなことをされているかということも含めて、自己紹

介をお願いいたします。

委員

2001年に、東京外語大学を卒業しました。

8年前に北区の海外青年派遣団の一員としてカナダに派遣されて以来、北区のボランティア活動を一生懸命やってきました。今は、外国人に日本語を教えるボランティアをしています。今まで活動してきた仲間がいっぱいいいたのですが、活動がしにくかったためにメンバーが減ってしまいました。8年前からボランティアを始めましたが、こんな時代が来るとは思わなかったです。よろしくお願いいたします。

委員

初めまして。北区のボランティアサークルの「トライネットワーク」というサークルで、今代表を務めさせていただいています。祖父が身体障害者だった関係で、幼少のころからボランティアに興味がありまして、トライネットワークのほかにも、知的障害者施設だとか児童支援施設、母子生活支援施設などでボランティアとして関わりを持たせていただいています。

本業は、裁判所書記官という仕事をしております。議論をする場に居合わせて眺めているのが多いのですが、自らその場に飛び込むとことに対して非常に危惧しております。つぶされるのは覚悟で、感じていること、思っていることをぶつけてまいりたいと思いますので、諸先輩の方に受けとめていただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員

こんばんは。去年の3月に「北区I コミュニケーションズ」というボランティア団体を立ち上げました。これは、自分の持っているパソコンやインターネットに関する知識を地域の人たちに役立てていただきたいということから始めました。何分にも、立ち上げるのも初めてでしたし、何もないところから始めましたので、去年1年間はいい勉強をさせていただきました。そういう活動を通じ、また、この指針を読ませていただいて、こういう指針が具体化されれば私のような初心者でも活動がしやすいということを強く感じました。少しでもお手伝いすることがあればいいなと思って応募いたしました。よろしくお願いいたします。

委員

生まれも育ちも赤羽です。会社も赤羽で、コンピューターソフトの開発をする会社をしております。岩淵中学校のP A会長をしておりますが、今、一番感じているのは、子どもが減り商店街もすさんできている。地域の活性化が必要であり、そのためには、市民活動をもっと充実させていかなければならないということです。どういう形で関わっていけるかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

委員

北区に住んで丁度8年目に入るところです。川口の方で活動をしていました。その活動は、ブックトークという形で昔話の本の読み聞かせを行い、子どもたちに本に親しんでほしい、子どもたちの心の中に何かの温かい滴を落としたいという思いで、25年間、続けてきました。その活動を通じて、もっと門戸を開き、子ども達が素直に入れるような場づくりができればいいと、常に、思っていました。こういう活動を通じ、皆さんの手足になればいいと思っています。よろしくお願いいたします。

委員

こんにちは。志茂2丁目に住んでおります。職業は文筆業で、文芸評論と、テレビの放送台本を書く放送作家という仕事をしております。2年前、ボランティアセンターさんには大変お世話になりました。

して、私の方の番組に出ていただき、「夏体験ボランティア」を宣伝させていただきました。北区の市民活動の売りといえますのは、リサイクラー活動機構とボランティアセンターだと思っております。自分の持っている知識や技術を生かして、地域のために役立てたいと思っております。

いろいろなところをテレビ番組で取り上げました。「アド街ック天国」では、赤羽や王子をやりましたが、今度は十条を売り込もうと思っております。皆さんとは別の職種、職業のところでお役に立てることがあればと思っております。北区に住んで26年になります。よろしく申し上げます。

委員長

どうもありがとうございました。今後、議論を深めていく中で、それぞれの活動について知り合うチャンスになると思います。

それでは、議題の(3)の委員会の設立経過などの説明を事務局からお願いいたします。

コミュニティ担当課長

まず、資料の確認をいたします。資料1は設置要綱、資料2は委員等の名簿です。資料3はNP・ボランティア活動促進指針でございます。

資料4につきましては、「北区における市民活動の促進に向けて」という、昨年の区民活動促進検討委員会の最終報告書です。そこでは「市民活動」という言葉を使わせていただいておりましたが、指針におきましては「NP・ボランティア活動」というふうになっております。内容的には変わらないですけど、名称が変わったということでございます。

また、資料5といたしまして、区民活動団体実態調査。これは昨年の検討委員会の資料といたしまして、13年の8月に区内の約1,800団体につきまして、いろいろな調査をした結果の概要版でございます。その団体の分類として、回答いただきました1,303団体の内訳ということが載っております。これは、区が把握している団体1,800にアンケート調査をいたしましたところ、1,303団体から回答をいただいたということでございます。町会・自治会が129、老人クラブが102、教育・スポーツ関係が644ということで、本日団体推薦で出ていただいた方たちの団体がほとんどそういうところに入っていると考えていただければと思っております。また、NP法人でございますが、そのときは13の回答をいただきました。それにつきまして現状でどうかということで、資料6は本日添付させていただきます。

資料6につきましては、15年1月31日現在、NP法人といたしましては9,726件の認証があり、うち東京都は2,082あります。事務局が複数の都道府県にわたる場合には内閣府の認証で、事務局が東京都内の場合は東京都が認証するということですが、内閣府と都道府県の合わせた北区で認証を受けたNPO法人は、22件ございます。この中には、リサイクラー活動機構や情報化推進協議会も入っております。また、4ページの5のところ、年度別認証数として、北区の22団体の認証が年ごとにどうなっているかを表した表でございます。さらに、6の主たる目的別認証というのは、NP法人の設置目的別に分類し作りました。

次に、資料7で、今年の2月1日の北区ニュースで「地域振興室をご利用ください」ということで第1面に載せましたので、その写しを掲載させていただきました。

あと、資料8といたしまして、「検討課題の案」ということで、添付させていただきます。

それでは、この委員会の設立経過に入らせていただきます。

指針の11ページに、指針5といたしまして、「調整・発展の仕組みづくり」ということで、「活動促進委員会」ということを打ち出させていただきました。そこに書いてあります「NP・ボランティア活動促進指針の円滑かつ適正な執行を図るとともに、新たな課題に対し迅速的確な対応を

担保するために、NP・ボランティア活動促進委員会を設置する」ということで、本日設置させていただきます。

次に、13ページに図示してありますように、この指針では、区民活動サポートセンターは中間支援組織が運営し、その中間支援組織を通して、さまざまな促進策を図るという図でございます。右の方にあるNP活動促進委員会がこの委員会で、区と関係しつつ、かつ、区から飛び出て区民活動サポートセンターとの調整を図ることをイメージしております。また、区がNP・ボランティア活動を促進していくに当たり、NP・ボランティア活動の自主性、主体性を確保する観点から、指針では、間接的な促進を原則としております。

前回、委員会報告、中間のまとめをいただき、その結果を市民フォーラムという形で区民の皆様にお示しし、その上で委員会最終報告をいただきました。議会にも報告しご意見をいただき、それらを総合的に踏まえた上でこの指針を作っております。従いまして、今後も、この委員会から出された意見をまとめ、区民の方からご意見をいただく機会を設け、また同時に議会にも提出してご意見をいただく。さらに、それを受け、委員会の方でまとめていただいたものに対して区の方で対応するという、このようなサイクルを繰り返しながら、キャッチボールを図る。この委員会につきましても、いわゆる検討機関という認識を持っていただければと思います。皆様の、実践的な体験等を踏まえ、さまざまな角度から積極的なご意見をいただければと考えております。

次に、委員の選出経過でございますが、区内の団体推薦の方と、公募の区民の方でこの委員会は構成させていただきました。また、この委員会は、指針を踏まえて進めていくという関係で、何人かの前区民活動促進検討委員であった方々に引き続き委員をお願いしております。

また、公募の区民の方につきましては、今回17名の応募をいただきました。恐らく区として初めと思われる公開の委員会のようなことをやらせていただきました。事務局と前区民活動促進検討委員とで面接触的なことをさせていただきました。様々なご意見をいただき、このような選考会をやらせていただいて非常に良かったと、率直な感想を持っております。残念ながら今回お願いできなかった委員の方からも、今後、センターを立ち上げたりするときに力になりたいというようなメールや電話をいただいております。

委員長

ありがとうございました。

今のことについて、報告ということですが、何かご質問などございますか。

(なし)

特になければ先に進ませていただいて。議題の(4)であります。今後の検討課題、進め方について。本日の議論はここが一番中心になります。これについて説明をいただきますが、今の設立経過の説明でもこの委員会の役割というのが随分と説明されたかと思いますが、一番わかりやすいのは、2枚目の東京都北区NPボランティア活動促進委員会設置要綱というものの第1条に、先ほどの指針の文言と同じものが入っていて、「指針の円滑かつ適正な執行を図るとともに、新たな課題に対し迅速、的確な対応を担保するための機関として」設置されたものであるということでありまして、ここでみんなで集まってボランティアをするわけではないということになります。そういう指針の円滑な執行、そして新たな課題を考えていくということです。大きな役割はそうなんですが、では具体的にどんなふうに進めていくかということについて、事務局の方からちょっとご説明をいただきながら、皆さんにご議論していただきたいというふうに思います。それではお願いします。

コミュニティ担当課長

資料8をごらんいただきたいと思います。

一番左側に指針の概要を列記しております。現状というのが、取り組んでいる内容でございます。検討課題につきましては、私どもの方で、案と考えている検討課題でございます。検討課題(案)の下に、「促進から協働へ」をテーマとして書かせていただいております。今まで行政が行ってきた公共について、区民の皆さんやNPの方達とともに新しい公共を担っていくということで指針が来ております。

指針1につきましては、活動拠点の整備を挙げさせていただいております。これにつきましては、全区レベルの拠点と地域レベルの拠点と分けさせていただいております。

全区レベルの拠点として、中期計画において(仮称)区民活動サポートセンターを15年度中に整備するということになっております。管理運営につきましては公設民営とし、受託する団体は中間支援組織としての役割を担い、「ボランティア・市民活動センターきた」との調整を行うということになっております。また、区民による検討を準備段階から行うことを指針の内容としております。

場所につきましては、この北とびあ内を第一の候補として考えております。しかし、今年度、区長選が控えており、新規予算につきましては6月補正を予定しておりますので、まだ具体的なものができていないという段階でございます。

運営方法等につきましては、指針の中にありますように、「ボランティア・市民活動センターきた」と調整をしております。

地域レベルの拠点につきましては、利用者の立場を尊重し、既存施設のさらなる活用を図るための検討を行うという指針になっております。

そこが、次のページで というふうになっております。

につきまして、地域の人たちがかかわり合いを持ちながら考えていける仕組み、オープンな話ができる体制づくりをするということを目指しております。これにつきましては、交流の機会を設けること、あるいは場を提供することによって意識を醸成していくという方向で今考えております。

次に、だれでも気軽に休日・夜間利用できるようにするというので打ち出しております。これにつきましては、資料7にありましたように、地域振興室利用の一部拡大を図っております。

の集会室のデータベース化につきましては、知りたい時、情報を入力すれば希望の施設がどこにあるかが出力される、そのような形のデータベース化をしようということです。15年1月から、インターネット上で予約ができるようになっておりますが、ふれあい館や女性センターは含まれておりません。そこで、NP・ボランティア活動促進サイトとしてホームページを2月中に立ち上げまして、たとえば、楽器の演奏をしたいという方が、希望施設の状況が見られるようにする予定でございます。

につきましては、地域振興室におきまして一部取り組みを開始しております。備品の効率的な配送システム。これにつきましては、今後検討していく予定でございます。

以上より、指針1につきましては、主に、(仮称)区民活動サポートセンターに関することのご検討をいただきたいと思っております。内容的には、中間支援組織のあり方、センターの機能、全区レベルの拠点と地域レベルの拠点との連携のあり方、あるいは、公の施設として条例化について、ソフト的な設置だけではなくて、市民の方や区のあり方とかを含んだ条例化を考えておりますので、それについてのご意見もいただきたいと思っております。

次に、指針2の「情報の共有」について。具体的には、総合的な情報システムづくり、あるいはハード、ソフトの設備、団体の情報公開のルールづくり、インターネット、ケーブルテレビなどによる

情報発信でございます。これにつきましては、NP 法人地域情報化推進協議会と協働いたしまして、ホームページの作成支援、あるいはメールマガジンを配信中でございます。これらは、NP ・ボランティア活動促進支援サイトやボランティア・市民活動センターきたのホームページで現在対応中ですが、最終的には、(仮称)区民活動サポートセンターで情報発信をする形で考えております。

ただ、王子地域振興室内に、MMCと呼んでいる通称「マルチメディアセンター」を地域情報化推進協議会とともに作っており、そこで情報発信に向けた実験を行っております。その成果を区民活動サポートセンターの方に活かしたいと考えております。

指針3「担い手づくり」。これにつきましては区が直接行うものとしたしまして、現在ボランティアに関する講演会を実施しておりますが、それ以外については検討中でございます。

次の中間支援組織による間接的な支援につきましては、(仮称)区民活動サポートセンターの方で実施するものと考えております。

次に指針4「資金面の確保」。これにつきましては多元的な対応を検討するというところでございます。寄付をしやすい制度の検討、事業拡大に向けた広報・メディアづくり等の支援、事業委託の促進、あるいは経費の節約に向けた仕組みづくり、IT技術の習得の機会や、区の施設を利用しやすい仕組みづくりを考えております。また、補助金や助成金につきましては既得権益化することを避けたサンセット方式の導入などを考えております。さらに、民間の助成金等を獲得するための情報とか申請方法、ノウハウの提供などを挙げております。

現在、3大戦略として「協働・ときめき戦略」がその1つに位置づけております。区内で協働の実施本部をつくりました。14年度の協働事業の調査に基づき一覧表が出来ております。

東京都で社会貢献活動団体の協働事業の事例集というのを発行しております。例えば、協働を始めたきっかけとか、よかったこととか、行政側でアンケートをとり、さらに、協働の相手方の意見を聴取したものをまとめた事例集でございます。この北区版として、庁内の調査票をもとに、協働の相手方の意見を加えた形式で、3月中の作成を予定しております。この委員会でお示しできると思っております。そのような関係で、「協働」というのは、ここでは最広義の、広い意味での協働と考えてくださればいいかと思っております。協働のルールづくりということで、契約方法とか補助金とか、あるいは評価の問題などを検討していただくと考えております。

指針5はこの委員会の設置のことでございます。この委員会につきましても、条例化にあわせて、任期とか構成などのご意見をいただく形になるかと思っております。

最後に区の促進体制。区の促進体制といたしましては、総合窓口の設置や各課にNP ・ボランティア活動推進員の設置があります。職員が責任を持って対応できるような形で推進員を置くということでございます。また、職員の意識改革を行うことを考えております。

(1) 及び(2)につきましては、15年度に設置予定でございます。

(3)につきましては、3月に「協働のヒント」ということで研修を行うことを考えております。

スケジュール案といたしまして、NP ボランティア活動促進委員会を3月末にもう一回やらせていただきます。その後、5月、7月、9月、10月に開催し、10月に中間報告をいただき市民の方に意見をいただいて、最後に報告することを案として考えております。区民の皆様にご意見をいただくには、何らかの報告がないと意見をいただくのは難しいかなとも思っておりますので、そういった面も皆様にご検討いただきたいと思います。

委員長

検討課題という形で事務局が案をつくっていただきましたが、このことについて、しばらく議論をしたいというふうに思います。

コミュニティ担当課長

地域振興室について、地域振興課長から補足をさせていただきます。

地域振興課長

活動拠点の大きな柱になる地域振興室について簡単にご説明させていただきます。

13年4月から出張所を廃止し、住民票などを出す本来の出張所機能と、コミュニティの部分に分けました。住民票などの本来の出張所部分は3つの区民事務所に持っていき、残りの部分を地域振興室という形で13年4月からオープンしました。その年の10月にオープンした活動コーナーについては、土日・夜間オープンしておりませんでしたので、なかなか活用が図れなかった。そこで、4月より地域振興室の有効活用について検討した結果がこの北区ニュースの記事でございます。

簡単にご説明しますと、地域振興室の役割を最初に、 から でお示ししております。地域振興室がやっておりますのは の部分、主に町会・自治会、青少年の皆さんと赤十字、これが主でございます。これから新たな機能として が出てくる。これはNP ・ボランティア活動です。ただ、地域振興室の特性として、今まで町会・自治会の皆さんの活動の場という形になっておりますので、今回は、 と につきましては を原則にさせていただきます、あいたところをNP ・ボランティア活動に使わせていただくという、折衷案というふうにさせていただきました。

施設としては、活動コーナーと会議室がございます。活動コーナーについてはこの4月から、原則として、土日・夜間についてもお貸しをする形にさせていただきます。ただし、効率性の問題から、申請をいただいてその段階で開ける形にさせていただきます。会議室は従来どおりです。ただ、活動コーナーと会議室を利用できる方については、同一の団体とさせていただくという形でございます。

最後に、利用する際には登録をしていただく。ただ、今までは5名以上の団体としたのを3名以上に対象を広げさせていただくことと、今まではその出張所エリアに1人いるという原則だったのを、北区にいればよいという形にさせていただきました。対象範囲を拡大し、より利用しやすくなりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

それでは、検討課題に戻りたいと思います。どのようにこの課題の議論をするかとか、要綱の第1条の新たな課題についても盛り込んでいかななくてはいけないとか、様々なご意見があるかと思ひます。事務局の案として、一応、こういうことを踏まえるとしても、こういうことはもっと重要ではないかなどのご意見をいただければと思ひますが。

委員

「新しい公共」という言葉は前の委員会でも出ていました。これは東京都が盛んに言っていますが、都の方がそういうのをおっしゃったら、「古い公共」とは何だという質問があって返答に困っていらっしやいました。これは東京都から言った言葉ですか。

委員長

だれが最初に使い始めたかはよくわかりませんが、福祉の分野で言われてきたのではないかというふうに思ひます。

それで、世田谷区なんかでは、もう、区のいろいろな文書の中に「新しい公共」と入ってしまひて、ただ、その「新しい公共」はどんなものかというふうに考えていったときに、「古い公共」とは何かということが当然出てきます。それは、今まで私たちの考え方では、行政が公共を全部コントロール

している。「古い公共」というのはイコール行政だと、こういうことですね。それに対して行政が関わらなくてもNP 団体がやっていることも十分公共的ではないかということから、行政が独占していた公共の枠を広げていくという考え方が一つあるというふうに思います。ただその範囲がどこなのかというのは明確な回答があるわけではありませんし、また、高齢化社会、少子化社会というのが進んでいく中で、公共的にやっていくべきものの範囲が広がっているんですね。例えば少子化なのにもかかわらず保育ニーズが高まっているとか、どんどん拡大しております。コンピュータの方もいろいろな方が使っていくという中で。そこら辺のどこを公共かというのはなかなか難しいところがありますが。

委員

それぞれの委員の方で抱えている「新しい公共」のイメージや概念が違おうと思います。「新しい公共」とはこういうものだと言うより、行政と市民とのパートナーシップだというような理解でよろしいのでしょうか。

委員長

いいのではないかと思います。

委員

そうですね、担い切れないから、そういうボランティアの活動も公共と呼ぼうということですよ。

副委員長

担い切れないからというだけじゃなくて、もともと、市民の活動が公共を担っていたという方が感覚に近いのではないかなと思います。もう一つの公共としてこれから位置づけていこうと。そこから対等のパートナーシップということで協働が出てくるということだと思います。

ただ、ここでその議論をかつちりしていくというよりは、まさに新しい位置づけをこの委員会で考えていったらいいんじゃないかなと思います。

委員長

さて、それでは、この検討課題を含めて、例えば「促進から協働へ」ということがテーマだということに書いてあるんですが、確かに場の確保という意味で、サポートセンターも設置するというのがだんだん見えてきた。平成15年度10月開設をめどに予算も、区長選が終わってからということになります。だんだんだんだん形が見えてきた。そうしますと、実際にサポートセンターをどういふふうに運営していくのか。もちろん、運営するのはこの委員会ではありません。しかしながら、この委員会がそのサポートセンターに対して、監視役と言うとちょっと言葉はよくないと思うのですが、同じような視点から見守ると言った方がいいのでしょうかね、そういう活動をしなくてはいけないというふうに思います。そうすると、促進から、促進と協働へという、促進の部分はまだ忘れてはいけないんじゃないかというような、そういう意見も出してもいいかなと思うんですが。そういうことも含めて、皆さんのいろいろな経験の中からこの検討課題の案に対してのご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

委員

中間支援組織のあり方って、私はとっても重要だと思っています。例えば、他の23区とか都道府県レベルで、NP ・ボランティアセンターの中間支援組織のようなものは、既に、機能して、活動しているのでしょうか。もしそのような事例があるとすれば、うまくいっている点はこういう点、困難があるとすればこういう困難があるというような経験というのはどこかにあるのでしょうか。それとも、全く手探り状態でやっているのでしょうか。現状認識が全然わからないもので。

委員長

最初に出来たのは、神奈川県をサポートセンターではないかと思います。それは前回の検討委員会では、視察には行かなかったんですが、視察に行っていた話を聞いたりとか。私は個人的にほかのところでは視察に行きました。それから川口の事例でしたっけ、紹介をしていただいたりとか、いろいろなところでもう既に動いてきています。都道府県レベルでもそうですし、市町村レベルでもそうしたサポートセンターがあちこちにできていますし、それから、その場合には行政が設置している場合と、それから純粋に民間の場合と、協働してやっているというような場合もあると思うのですが、多くは行政が何らかの形で関わっているものが多いというふうに思います。ただし、純粋に民間の、例えば同じような活動をしているNPセンターとか、あるいは副委員長のやっておられるところなんかも、まさにそういう中間支援組織を目指しておられる、ここでいっているそういう組織に該当するというふうに思います。

そういうところのメリット、デメリットをすべて網羅しているわけではありませんけれども、実際に、またこの委員会も、もう少し、新たに立ち上がってきたところとか、経験を踏まえて何年もやっているところをもう一度調べてみるというようなことは、そういうご提案があればやってほしいかなというふうには思いますが。

委員

提案なのですが、私も「かながわ県民活動サポートセンター」に行ったのですが、あれは施設としても大きいですね。ここで中間支援センターとかを議論しても、机上だとなかなか判らない。できればやはり見て、こういうところだと認識した方が判りやすい。また、HPなどで、先に見せていただかないと、イメージがわからないと思いますよ。

地域振興部長

川口市の場合は、形としては行政の直営という形をとり社協と一緒に運営している形をとっています。純粋な形で中間支援組織が切り盛りしているような例があるのか。

コミュニティ担当課長

23区の状況は、最近では杉並区が設置しております。

また、港が、学校の跡地にNPが事務所として使うコミュニティハウス。さらに、世田谷が、三軒茶屋にありますキャロットタワーの中に活動コーナーというのをつくっている。まだ、23区では、それほどサポートセンターについての動きはないという形です。

委員

ということは、北区のやっていることは画期的なこと。

コミュニティ担当課長

今の時点ではですけど。

センター長

名前と機能がばらばらなんですよね。同じような名前でも、箱だけのところもありますし。いわゆる中間支援というのは、コンサルティングやネットワーキング、サポート事業やソフトウェアの提供などたくさんやっている。NPという切り口ですと、ここ五、六年、NPセンターという名前のところが民間ベースで出来ています。その後、行政が、箱物を中心に、そういう活動ができるような拠点づくりに手を出し始めています。ただ、ボランティア活動を支援するような、ソフトウェアを行政で直接やるところは余り多くない。日本では大体3,000以上ボランティアセンターがありますけれども、その九十数%は社会福祉協議会が運営をしています。ただそれが、社会福祉協議会のボ

ランティアセンターを拡大してNPセンターのようにするところもあれば、別々に2つ作るところもあるし、箱だけ行政、中身は社協というところもあります。さらに、それらを統合し、箱も中身も拡充し、なんていうところもあったりするので、機能の議論がないと、どこでやっている、どこでやっていないと、言いにくい部分がありますね。

委員長

指針の中にも、サポートセンターがどんな役割を担うのかということについては触れられていないわけではないんですが、今後設立されていく中で、またこの委員会でも、こういう役割を担ってもらったらどうかというようなことを言っていくようなことにならないかと思います。

ただ、言葉はお判りですね。「中間支援組織」、これは前回の検討委員会の段階でも、こういう言葉をさんざん使った後で、最後の方で、やはりよくない、どうしようかなと思ったんですが、ちょっともう遅くて直せなかった。例えば中間って、何と何の中間なんだという、全くわからないんですね。これは訳語が間違っていたというふうに思います。インターメディアリーの訳語なんですが、そのインターメディアリーのインターの部分で中間と、こう訳したんだろうなと思うんですが、メディアリーがどうして支援になったのかよくわかりませんけれども、それは中身を見たんでしょうけれどね。ちょっと言葉がよくない。それをまた内閣府がこういう言葉を使って全国的に広めているものですから、多くの場合は、これを、こういう言葉をそのまま受け入れてしまうんですが、もう少し的確な訳語はないんだろうか。あるいは、もう少し的確な名称はないんだろうかというので、具体的にはサポートセンターというのが近いのかなというふうに思っています。ちょっとわかりづらいところがあるかと。

ほかにはいかがでしょうか。具体的にサポートセンターは10月になれば動き出しますから、そこで見に行けばというのではちょっと遅いということになりますので、もう少し、何か具体的に知るチャンスがあった方がいいかもしれませんけれどね。回数も少ないものですから、ただどこかで視察に行くというのも、皆さんがぜひとも視察ということになれば、そういうところを会議の中に1回入れるとか、あるいはこの会議とは別に視察を入れるというようなことも可能かと思いますが。あるいは手分けして、あちこちに行ってみるといったようなこともあり得ると思いますけれども。

いかがでしょうか。そうですね、これを見ながらこんなことが抜けているのではないかとか、ご質問でも結構です。

委員

施設のことを全くわからないので見当違いのことをお聞きするかもしれません。先ほど地域振興課長のご説明で、北区ニュースに載せました地域振興室の利用が、一番の方に特に集中してということで、NP法人の方は少しご遠慮願ってというご説明をいただいたのですが、それはこちらのサポートセンターができるから、NP・ボランティア関係の方はそちらを利用下するというふうに分けているのか。その拠点施設が、地域レベルと全区レベルの拠点ということで、サポートセンターが、箱だけなのか、内容を伴ったものなのか、少しご説明を。

地域振興課長

前段の部分だけご説明をさせていただきます。実は、今まで地域振興室というのは、町会・自治会、青少年の皆さんだけが使っていた施設です。ただ、地域振興室になり、一部貸していた事例もあるのですが、それは例外なのです。今後、NP・ボランティアの皆様にご貸していくとすると、町会・自治会の基地としての地域振興室が、町会の方々が使えなくなるという形になります。しかし、NPの方々はご利用しないで下さいということではない。町会の皆さんがお使いになるのは、1カ月のう

ち半分以上もない。空いているところは多く、そういうところはどうぞN P ・ボランティアの方々
がご活用くださいということなのです。要するに、今まで町会・自治会がそういう施設を基地として
いるという事実がありますので、そういうのはあくまで優先したいと、そういうことです。ですから、
これとサポートセンターは絡まない話なんです。

委員

生活学校の方で、パネルディスカッションをやったときに、地域振興室が使いにくいという声が出
た。あちこちからもう全然使えないと。生きた拠点になっていないというふうに言われたのです。

地域振興部長

このような声が他からも聞こえてきています。本来の我々の意図がきちんと末端まで伝わっていな
い。本来は利用を広げるためにやっているのですが、登録制をとるとか、申請書を書いてもらうとか
が面倒だとか、現実に対応する職員が十分理解していない部分もあり、現実の対応が意図すること
逆の方になってしまっている。そのため、早急に、現実に対応する職員への研修を実施しますので、
少しずつ改善されていくと思います。

委員

情報をちゃんと伝えるのは行政の大きな役割ですからね。ちゃんと伝えてくれないと混乱しますよ。

委員長

なかなか難しい問題がありまして、この指針の方でも、地域レベルについての活動場所をどうす
るかということについては、今後も検討してほしいというような書き方ですね。主として。そしてその
際には、指針2の地域レベルのところの(1)の というようなところのこういう方向だと、明確
には出していませんね。もう少し地域の人たちが使いやすいように皆さんで議論をしてほしいと
いうようなのが指針の趣旨です。非常に、今までの使ってきた自治会・町内会の人たちと、新たにN
P ・ボランティアの人たちとが、うまく使える場所になるかどうかということもありますので、少
し準備期間を置いて、しっかりと議論をして、地域の中でそれぞれ合意をつくっていきましょうとい
う話をしているんですね。

委員

地域のいろいろな特性がありますから、その地域の中で話し合わないといけません。私たちが
議論をするという以上に、地域の方たちが集まって、説明会ではなくて話し合いをした方がいいと思
います。地域レベルについては地域の人が使うわけですから。

コミュニティ担当課長

前回の検討の中で、既存施設をもっと使うことについてのご議論をいただきました。それを受けて、
この会議でのご提言をいただきながら、あるいは実情を見ながら、さらに、もっといいものに進めて
いくということになってくると思います。

先ほど、全区レベルの拠点につきましては、ここの建物の中を第一候補に考えております。活動の
場としてというよりも、どちらかという、情報とか交流とかの拠点として考えております。活動の
場としては、活動する方にとって近い方がいいと思っており、地域の既存施設を活用するという認識
で取り組んでおります。

委員

活動コーナーは、今度、夜間開放しますよね。午前9時から午後9時まで。このときには職員の方
はいらっしゃるのですか。

地域振興課長

これについては、職員の方はどうしても勤務時間の制約があり、時間外対応もなかなか難しい。その際には、シルバー人材センターの職員を配置するというような形で対応させていただきます。

ただ、現実的には、ふれあい館と一緒にいる複合施設と、単独の地域振興室だと違うのです。複合施設の場合は9時から9時までやっている施設ですから、もともと職員がおり、その職員がやればいいんですけども、単独の地域振興室については職員がいなくなってしまうので、配置しないといけない。

委員

私どものところは複合施設ですね。そうすると、夜間になってもいらっしゃるご年配の方々が対応すると。

地域振興課長

その人たちが対応することになります。

今、複合施設については弾力的に運営できるようにということで、一体的な運営について、少しずつ条件が整ったところから進めていっています。

委員

私も赤羽文化センターで、カルチャー教室の卒業生で社会教育団体として登録して、文学を読む会というのをやっているのですが、実際、場所をとるのが大変です。赤羽文化センターですと2か月前の1日、朝9時に並んで、くじ引きをする。実際、区の施設の会場取りがまず大変。普通、高齢者の方が会員にいます、退職してどうせ暇だからと、朝、寒いところを会場とりに並んでくれている。普通働いている人たちはなかなか並んでとることができない。そういうことは、インターネット利用など、いろいろな可能性はあると思うのですが。例えば、実態調査報告書の4ページを見ても、課題のところ、活動、会合打ち合わせの場所の確保が難しいというのがあります。アンケートでは12%の方しかないのだけれど、本当はもっとあるんじゃないかなと。多分、皆さん方のほうが経験豊かだと思うので、ぜひその辺の問題点についてお聞かせいただければと思います。

委員

前の委員会でも、その話が相当出て議論をしたところですね。

委員

赤羽文化センターは特に混んでいるという話は聞きますよ。

委員長

これに関連する基礎的な資料は事務局の方で整理していただいて、前回の検討委員会で検討したことであっても、継続委員はわかりますがそうでない方はおわかりにならない場合がある。そういう基礎的な資料をもう一度整理していただくというようなことをお願いして。

コミュニティ担当課長

必要な資料があれば用意させていただきます。各施設の稼働率につきましては、もう調査ができていますので、すぐ出せるとしていますので。

委員

場の議論は、4月から地域振興室の制度が変わるので、その結果を見て、改善するべきところなどを考えるというのが一点。それから、二点目なのですが、10月にはサポートセンターが動いてしまう。今、「ボランティア・市民活動センターきた」との調整が必要と指針で書いてあり、現在、調整中とのこと。また、区の予算関係は6月という問題はあるのでしょうか、現在、どのような調整が、人的部分、予算的部分、物的部分について進行しているのか、差しさわりのない範囲で教えてい

ただければと思うんですけれども。

コミュニティ担当課長

NP といっても、区民一般にはまだ浸透していないという認識を持っております。「市民活動」という言葉が「NP ・ボランティア」という言葉に変わっているのですけれども、区で「市民」とか、「市民」というのは市民運動を連想させるとか、いろいろ話があり、NP ・ボランティアという言葉を使ったんですけれども。結果的にはボランティアという言葉を入れることによって、区民の皆様は何をやっているのかなというのがある程度見えるのかなと。「NP ・ボランティア」という言葉は、厳密に言うと間違いかもしれないのですけれども、良かったという認識を持っております。それと同じように、やはりボランティアを抜きにしたNP というのはまだ出来ないのかなと思っております。「ボランティア・市民活動センターきた」との調整も、同時にやっていかなければいけないという認識を持っております。区内でボランティアについてのノウハウ、データを持っているのが「ボランティア・市民活動センターきた」ですので、それをなくして十分なサポートはできないのではないのかというのがまず一点と、区民の方にとっても、自分がどこに相談していくか逆にわからなくなるのではないかということがあるので、一緒にする方向で検討しております。

それで、場所につきましては、全区的なレベルの拠点ということで、ここの建物の中に入れるのが一番いいのではないかと調整している。まだ決定まではいかないのですが、そういった方向で動いているという現状でございます。

委員

公設民営にはすぐにはならないということですか。

コミュニティ担当課長

公設民営というのは指針で打ち出しております。行政は間接的促進で打ち出しておりますので、最終的にはそうになっていくと思えます。その移行の仕方にはいろいろなパターンが考えられます。検討委員会の中では富士見橋エコー広場館を一応の参考事例ということで挙げているのですが、行政と区民の方が一緒にやりながら、だんだんだんだん行政が手を引いていくという形も1つの方法かなと。

委員長

まだまだ煮え切らない部分がいっぱいありますが、ここで言ってしまうと動けなくなるということがあるかと思うのですけれどもね。

コミュニティ担当課長

いずれにしても、早いうちに皆様にお示しして、意見をいただいて。先ほど話がありましたように10月開設を控えておりますので、できるだけ早く取り組んでいきたいという認識は持っております。

委員長

どのくらいの場所が確保できるかによって機能も制約を受けることになりますからね。作業場がほしいとか、神奈川県民サポートセンターのようにもっと会議室も欲しいといっても、なかなかそうはいかない場合もあるということですね。

委員

富士見橋エコー広場館の場合は、行政と市民と一緒に創っていった。1年半くらいかけて、本当に苦労しながら、行政の方とも喧嘩しながらやっていった。そのため、非常に今の施設が生きている、とっても大事に思えるわけですね。やはり、初めに行政指導でやってしまうと、それが本当に市民のものになるかという心配があるのです。私の方にもいろいろな見学があり、そういう事例をいろいろ

見ているものですから。施設は住民のものにならないといけない。地域振興室もそうですよ。

委員

今、学適審のまとめが出まして、その中に学校ファミリーという構想が出されました。これが具体的にどういうものか、雲をつかむような面もあるのですが、これと同時進行で、教育委員会体育課のスポーツライフビジョン策定委員会の審議会で出された素案の中に、スポーツファミリーという考え方がありました。北区を、7つ8つに区域分けをし、それぞれ特色のあるスポーツライフができるというような考え方は。地域に密着して、学校や行政が連携してということなのですが。「ファミリー」という考え方について、中間支援組織や区民活動サポートセンターというものが1つの軸になって、そういう「ファミリー」のような形の構想も話題にならないのかなと。まとめませんが、そんなようなものをイメージとして申し上げております。

委員

教育ボランティアとか、新しいことが出てきています。この地域振興室って、いわゆる公民館というとらえ方のような気がします。でも、貸し部屋ではもったいないですよ。そこから何か生まれるような体制づくりをしていかないと。小さな地域の中で、豊かにふつつと出てきたものがボランティアセンターの中でネットで繋がっていくとおもしろいかなと。ただの貸し部屋ではなく、そこから発信できるような人材を生む場所でもありたい。

委員

北区の場合は公民館があるのかどうか知りませんが。一応、滝野川会館とか赤羽会館が発展して、文化センターなりそういうものが出てきた。社会教育の中でそういう方たちを優先させて登録してというようなことをしておりますけれどもね。

委員

北区の場合、図書館が13館、14館、すごくありますよね。でも、図書館がたくさん出てきても、図書館の中で子どもたちに本の楽しみ方とか、そういう発信するような、普通のお母さんたちを育てるような事業というのが少ない。そういうものをもっとお母さんたちが率先して生かされる場でありたいと思ったのです。それで、地域振興室もそこから何か生まれたらもっとおもしろい動きになっていくかと。

委員

地域振興室活性化をこういうところで検討しなくてはいけないという気がいたします。貸し部屋って、うまいことをおっしゃった。そういう現状をやはり変えていかなくてはいけない。確かに今までは地域と密着していた部分が非常にあって、地区青少年委員会ですとか自治会・町会が優先になりますよね。そんなような1つのルールはあるんですけども、こういう議論の中で新たな位置づけができればいいんじゃないかと。

地域振興課長

地域振興室の公民館的な扱いということなのですが、実は、地域振興室は「ふれあい館」とは違っていて、地方自治法で言いますと「公の施設」ではないのです。どういうことかということ、「公の施設」というのは、いわゆる一般にお貸しする「ふれあい館」とか「滝野川会館」「赤羽会館」のようなものを言います。これは公民館と同じなのです。しかし、地域振興室は「公の施設」ではない。いわゆる区役所は一般にお貸しする部屋ではないですよ。地域振興室も区役所と同じで、職員が働く場なのです。ただそこに、会議室と活動コーナーがあるので、町会の皆さんにお貸ししていた。町会の方々の基地だったわけですが、同時に地域振興室の事務スペースでもあるわけです。ですから、

それは「公の施設」ではないけれどお貸しをしようという形ですから、「ふれあい館」と位置づけは若干違う。ただ、同様な形でやっていこうというのが今回の検討の結果なのです。

地域振興部長

要するに、地域コミュニティを活性化するために職員をそこに配置しているということで、場所を単に貸すための機関ではないということ、おっしゃるとおりです。

コミュニティ担当課長

資料が不十分だった気がしております。次回、いわゆる地域の拠点となり得る施設の一覧と、その稼働率等の資料を出させていただきます。

委員長

そうするともう少し具体的なイメージが湧いてくるのではないかと思います。

委員

この緑色の資料の6ページに、センターがどういう機能を持つべきかが書かれております。まず、開設が10月とありますと残り8カ月ぐらいしかない。少なくとも2カ月ぐらい前には事業計画書やその費用の面もあわせて考えなければならない。そういうスケジューリングを考えると、機能の面だけある程度先に考えて、地域レベルの話は動きながら考える。逆にセンター機能ができると、では地域レベルはどういうふうに改善をしていったらいいか、一、二年かけながら改善をしていくことなのかもしれないと思うのです。センター機能というのは、さまざまなボランティア活動などが集まってきて、その方々の活動をよりやりやすくしようという目的のために作っている。地域レベルの方は後にして、先にこのセンターが何をやる場にするのかということ、少なくとも今日は終えておかないと、間に合わない。このスケジューリングについて皆さんのご意見をいただいたり、その機能の面をどうするかというご意見をいただいた方がいいような気がするんですけど。

委員長

余り細かいところまで言っていくと動けないというところがあるかもしれませんが、指針に書いてあることをしっかりと踏まえてどうするかというようなことは議論をした方がいいかもしれませんね。センターにはこんな機能が必要だということを要約して指針ができています。これは、次回とか次回以降でテーマとしてちゃんと取り上げる必要があるということですよ。

委員

全部目を通すのは無理かもしれないのですが、機能としてこういうものをプラスした方がいいとか、問いかけだけでもしておいてもらえれば次回までに準備ができると思うのです。それにプラスアルファ、あるいは削除した方がいいとか、そういうご意見だけいただいて、次回検討するテーマとなる。この機能の話が出てくると、次に、いわゆる「ボランティア・市民活動センターきた」とどういふような連携が組めるのか、あるいは連携を組む必要がないとか、さまざまな、具体的な意見が出てくると思う。何を機能として持つかがはっきりしないと、なかなか先へ進んでいけないと思う。

副委員長

今後進めていく上で、スケジュールをにらみながら、6月の予算要求、それから10月のオープンに向けて何を各回で議論していくのかということは、最低限、共有した方がよろしいかと思います。

スケジュールがこちらのページの最後に載っておりますが、各回でセンター開設に向けて何を議論していくのか、というご指摘だったのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員

1つ、機能の点でつけ加えた方がいいと思うのがありました。

面接のときに、公益性については同じN P 団体でも場面場面によっては公益性もあるし、そうでない場合もあるという話や、行政とN P 団体の公益性について考えの歩み寄りの話が出た。そのとき提案したのですが、公共サービスを楽しむ一般市民の方のメッセージをどこかが受け取るべきだと思うのです。その公益性については多種多様な考えがあっていいと思うのですが、市民主体の公共サービスをするのだったら、公共性の判断も一般市民の方にしてもらった方が筋だと思うのです。

サポートセンターに望まれる具体的な機能としてAからJまで全部見ても、対象がN P とボランティア活動に関する事しか書いていない。一般市民の方からの、これは公益性のある活動であるというメッセージを受け取る機能というのは付けないのですか。

委員長

具体的にその判断をどうように行うか。

委員

実際に取り入れてほしいと思う制度は、ハンガリーの、税金の一部を指示する団体に寄付するという制度なんです。区民税でそこまで動かせるかという問題があると思うのですが。ですから、サービスを楽しむ人からのメッセージを送ってもらえれば、公益性というものが少しずつ見えてくると思うのです。

委員

簡単に言うと外部評価みたいなものを持っていないといけないというわけね。

委員長

そうですね。N P 活動あるいはボランティア活動をされている方はここに深く関わっていくけれども、そうでない区民の方は、阻害されているような雰囲気を持っていると。

委員

それで、面接のときにコミュニティ担当課長がおっしゃった、興味のない人には何も求めないというのは、ある意味、問題じゃないのですか。

コミュニティ担当課長

そのようなことを申し上げた記憶はありません。N P Oとかに興味がない区民の方もいるとはいった記憶がありますが。私の考えている公益というのは、その場その場で違ってくるという認識を持っています。公益というのはこうだと定義できないことはもう皆さんご存じだと思いますので、その場その場で考えていいと。例えばセンターについては、公益をすごく広く考えていいかなと思っていますが、協働とか委託となってくると、また公益のとらえ方が違ってくる。それは、いろいろな事例を積み上げていく中で決まっていくものだという意味で申したつもりなのです。

委員

これを2つの論点で見えていった方がいいと思っています。

1つは、情報収集というのを単なる活動をしている人からの情報収集じゃなくて、市民がそういう活動をしている人たちに何を求めているのか、定期的に情報収集するシステムを構築すること。

それからもう一つは、ここは委託業務か、あるいは協働になるのか、いずれにしる区の予算を使うわけで、これは市民の代表である議会が確実にチェックが入っていく。そうすると、議員さんがこの活動に対して、こういうものも含めてほしいとかの意見が議会の中で議論される。そういう意味では、市民の代表である意見も入ってくるといえることです。ですから、2つの面で見えていったらいかがでしょうか。

委員

要するに、こういう活動の場というのは、興味がある人とか、ちょっと触れてみたい人が来ることを想定しているのですが、そうじゃなくて、地域に住んでいる人が、ボランティアはどんなことをしているんだろうとか、同じ区民がやっていることについて意見を持つ、評価する、それを受け入れることはすごく必要だと思うのです。議員さんと親しい区民もいるし全く交渉のない方もいる。議会は議会として、それとは別に個人的に一区民として意見を提供できる場、受け入れてもらう方法というのはあった方がいいかなと思います。それはホームページへの書き入れでもいいし、気軽にそういうことができる場があると、やっている方ももっと励みになったり、もっと発想が豊かになったりするのではないかなと思います。

委員長

そろそろ時間になってきました。今回は3月末を予定し、その後は、2カ月に一度くらいのスケジュールで進めていこうということであります。

私も、どんなことをどんなふうに行っていくのが全部整理できているわけではありません。今日の議論に基づいて少し組み立てていかなければいけないと思っています。全区レベルの拠点の検討課題のところにありますように、中間支援組織のあり方、センター機能、全区レベルの拠点、地域レベルの拠点の連携のあり方とか、それから指針を条例にしていくときにどんなことを留意すべきかというようなことを議論していく必要があるということでもあります。そして、それらを課題として挙げていく。さらに、指針4の協働のルールづくりですね。協働とは何かについて、大体合意ができてきたかなと思いますけれど。広い意味、狭い意味もありますし、北区として具体的にどう進めていくかということに関してもいろいろと準備をされているようでもあります。事務局からの資料も含めて、4月以降は2カ月に一回くらいになります。議論を踏まえた上で整理して、議題を作っていきたいと思っています。

区長からの諮問があり、こういうことについて考えてくださいというので答申を出すというのが通常の審議会のやり方なのですが、今回はそういう方式ではなくて、この指針の円滑かつ適正な執行を図り新しい課題に対応するということです。区長からの諮問はなく、この要綱に載っている役割を着実に遂行していくということ。自由に組み立てができるということですので、この課題についていろいろとご議論いただいたわけです。結論を出すような話ではありませんので、今日のご意見を踏まえて次回以降の検討課題を作っていきたいと思っています。

それでは、きょうの議題の(4)のところは、こういうところよろしいでしょうか。

委員

今後、スケジュールが非常にタイトになっていくと思います。次回日程が決まったら2週間ぐらい前までに、ポイントを事前に資料として送っていただければスタートの時点から中身の濃い議論ができると思うのですが、この点について委員長に一任をしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

委員長

よろしいですか。拍手がないようですが。

(拍手)

それでは事務局と相談しながら、議論ができるような資料とそのテーマを明確にするための資料を事前にお送りできるようにしたいと思います。

コミュニティ担当課長

今日のご提案のような形で、次回から関わって行きたいと思っております。また、今日の感想とか、今日、言えなかった意見などあれば、メールでもファクスでも電話でも構いませんので、気軽に私ど

もの方にご連絡下さい。また、わからない言葉なども当然あると思いますので、そういったフォローもさせていただきます。また、資料につきましては、これから必要なものは出したいと思います。そういった資料についてのご意見があればいただきたいと思います。

次回の開催について、3月28日金曜日、同じ時間、午後7時からということで予定させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。場所はまだ確定しておりません。後日通知をいたします。

委員長

本日、第1回ということで大変難しい議論をしていただいたわけですが、私どもの準備不足もありまして十分な議論ができなかったかもしれません。今後2年間の任期ということです。この間に十分ご発言いただいて、問題を明確にしたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

今日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

閉 会